

## 公益社団法人日本語教育学会 会員に関する細則

制 定	2013年5月6日 2013年度第1回理事会
一部改定	2016年12月11日 2016年度第2回理事会
一部改定	2017年5月20日 2017年度第2回書面決議
一部改定	2020年3月22日 2019年度第5回理事会

### (目的)

第1条 この細則は、会員に関する規程第7条に基づき、定款、会員に関する規程（以下「会員規程」という。）、その他の諸規程に定められた会員の権利及び義務のほかに、会員の入退会に関する手続並びに会員に供与される特典及び会員が遵守すべき事項について定めることを目的とする。

### (入会の手続)

- 第2条 会員規程第2条に規定する入会申込フォームは、希望する会員種別により、普通個人会員、普通団体会員、賛助会員とに分かれる。公益社団法人日本語教育学会（以下「本会」という。）ウェブサイトにおいて、それぞれ入会を希望する会員種別の入会申込フォームに入力後、提出する。
- 2 本会は、入会申込フォームに基づき、直近の理事会又は理事会の委任を受けた常任理事会において入会を審査し、入会を承認したときはそのことを、不承認のときはその理由を付して申込者に通知する。入会申込者には、2営業日後に入会に関する審査結果を通知する。

### (入会金及び会費の納入方法)

- 第3条 入会申込者は、入会の承認通知を受けたときは、入会金及び当該年度会費の納入方法を、本会ウェブサイト上から、以下の4号のうち一つを選択し、すみやかに納入しなければならない。
- (1) コンビニ決済
  - (2) ペイジー決済

- (3) クレジット決済
- (4) 銀行口座自動引落
- 2 納入時にかかる振込手数料は会員自ら負担するものとする。
- 3 本細則施行後は、現金による入会金及び会費の納入、本会銀行口座及び、ゆうちょ銀行口座への送金は認めない。

(納入余剰分の扱い)

第4条 納入された入会金及び会費の金額に所定額を超える分があるときは、本会は原則として返還をせず、これを預かり金又は次年度分会費として繰越金の扱いをすることとし、その旨を本人に通知する。

(会員の権利)

第5条 会員は、次の権利を有する。

- (1) 普通個人会員
  - ア. 代議員選挙に対する投票権
  - イ. 代議員選挙の被選挙資格
- (2) 普通団体会員
  - ア. 代議員選挙に対する投票権
  - イ. 代議員選挙の被選挙資格

(会員の特典)

第6条 当該年度の会費が納入済みの会員及び名誉会員には、次の特典を提供する。

- (1) 普通個人会員
  - ア. 学会誌『日本語教育』（以下「学会誌」という。）の電子版に限り無償提供
  - イ. 学会誌への投稿
  - ウ. 春季大会及び秋季大会等における発表の機会及び会員料金による参加
  - エ. 本会ウェブサイト上の会員専用ページへのアクセス
  - オ. その他会員向け日本語教育関係情報の提供
- (2) 普通団体会員
  - ア. 学会誌『日本語教育』（以下「学会誌」という。）の電子版に限り無償提供
  - イ. 春季大会及び秋季大会等における会員料金による参加（1名のみ）
  - ウ. 本会刊行物等への割引料金による広告掲載
  - エ. 本会ウェブサイト上の会員専用ページへのアクセス
  - オ. その他会員向け日本語教育関係情報の提供
- (3) 賛助個人会員
  - ア. 学会誌『日本語教育』（以下「学会誌」という。）の電子版に限り無償提供

- イ. 春季大会及び秋季大会等における会員料金による参加
- ウ. 本会ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス
- エ. 本会ウェブサイトへの賛助会員名掲載
- オ. 学会関連情報の提供・交流（賛助会員の集いへの参加ほか）

(4) 賛助団体会員

賛助団体会員には、別に定める特典を提供する。

(5) 名誉会員

ア. 学会誌『日本語教育』（以下「学会誌」という。）の電子版に限り無償提供

イ. 春季大会及び秋季大会等の参加費の免除及び大会開催時の懇親会への無料招待

ウ. 本会ウェブサイトの会員専用ページへのアクセス

エ. その他会員向け日本語教育関係情報の提供

オ. パネリストや講師等を当学会から依頼した場合は、当学会における会員の謝金規程を適用する。

(遵守すべき要件)

第7条 会員は、各年度の会費を4月15日までに納入しなければならない。

2 会員は、入会申込フォームの記載に変更が生じたときは、会員自身でマイページにアクセスし、変更を行う。ただし、事務局のみ変更可能な事項については、Eメールまたは書面にて事務局に連絡する。

(特典の停止)

第8条 会費未納の会員には、第7条に定める納付期限を経過した後は、すべての特典提供を停止する。

(退会)

第9条 会員は、退会届を書面又は電磁的方法により会長に提出することにより、いつでも退会できる。会員規程第5条に定める退会届書式は、別紙のとおりとする。

2 退会時の年度までの未納会費がある場合には、未納額を納付しなければならない。

3 4月1日以降新年度に入って退会する場合には、新年度分の会費を納付しなければならない。

(再入会)

第10条 除名による会員資格喪失者が再入会をしようとする場合は、第2条に定める入会申込フォームに入力後提出し、再入会の理由を記載した書面を提出しなければならない。

い。なお、定款第 10 条による資格喪失者は、入会申込フォームの提出のみで、再入会の理由書は不要である。

- 2 会費支払義務を履行しないまま会員資格を喪失した者が再入会をしようとする場合は、定款第 11 条第 1 項ただし書の規定に基づき、未納分の会費を納付しなければ再入会を認めない。

(個人情報の取扱い)

第11条 本会は、提供された会員の個人情報については、会員に関する規程第 3 条第 3 項及び個人情報保護管理規程に基づいて、適正な保護・管理に努める。

附 則

この細則は、2013 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この細則の改定は、2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則の改定は、2017 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この細則の改定は、2020 年 4 月 1 日から施行する。